

資料 1

宮城県地域防災計画（原子力災害対策編）修正について

1 地域防災計画（原子力災害対策編）について

災害対策基本法第4条に基づき、都道府県は地域の防災機関により構成される都道府県防災会議を設置し、都道府県地域防災計画を作成しなければならない。

地域防災計画（原子力災害対策編）は、放射性物質の大量の放出に係る防災計画である。

原子力災害に対しては、災害対策基本法に加え、原子力災害対策特別措置法第5条でも防災計画の作成及び実施が義務づけられており、宮城県地域防災計画（原子力災害対策編）でも原子力災害予防対策、原子力災害応急対策、原子力災害復旧対策について計画している。

2 宮城県地域防災計画（原子力災害対策編）について

東北電力株式会社女川原子力発電所の設置に伴い、当該発電所における原子力災害に対処するため、昭和56年10月30日に県防災会議において承認された「宮城県原子力防災計画」を基としているが、平成11年に発生したJCOウラン加工施設における臨界事故を受け成立した原子力災害対策特別措置法の中で原子力防災対策においてオフサイトセンターを中心的な拠点施設し、都道府県をはじめとした関係機関が連携して対処すること等が定められたことを受け、平成13年4月に、これまでの計画に抜本的な見直しを行い、宮城県地域防災計画（原子力災害対策編）へ修正した。

3 今回の宮城県地域防災計画（原子力災害対策編）の主な修正点について

平成13年4月に宮城県地域防災計画（原子力災害対策編）を修正した後、中央防災会議策定の防災基本計画等の修正、市町村合併等の社会情勢の変化、県等の組織改編等により、宮城県地域防災計画（原子力災害対策編）の修正が必要となり、今回の修正案を作成した。
※

(1) 防災基本計画原子力災害対策編、本県が策定した原子力防災緊急時被ばく医療活動マニュアルの内容の反映（現行・修正案対比 p 76～78等、修正案 p 72～74等）

平成14年4月の防災基本計画原子力災害対策編の修正及び平成17年度に本県が作成した原子力防災緊急時被ばく医療活動マニュアルに基づき、緊急時被ばく医療に係る所要の修正を行いました。

(2) 宮城県災害対策本部事務局の組織及び運営に関する要領、災害対策警戒配備要領との整合（現行・修正案対比 p 40～41等、修正案 p 36～37等）

県災害対策本部、警戒配備、警戒本部の組織等について、宮城県災害対策本部事務局の組織及び運営に関する要領、災害対策警戒配備要領との整合を図りました。

(3) 県等の組織改編、市町村合併等の反映（現行・修正案対比 p 3, p 33～35, p 49～50等、修正案 p 3, p 29～31, p 45～46等）

県等の組織改編、旧牡鹿町、旧雄勝町の石巻市との合併等により関係箇所を修正しました。

《参考》

災害対策基本法抜粋

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。

災害対策基本法施行令から

(政令で定める原因)

第一条 災害対策基本法（以下「法」という。）第二条第一号の政令で定める原因是、放射性物質の大量の放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他の大規模な事故とする。

(都道府県の責務)

第四条 都道府県は、当該都道府県の地域並びに当該都道府県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該都道府県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行なう責務を有する。

原子力災害対策特別措置法抜粋

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、この法律又は関係法律の規定に基づき、原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策の実施のために必要な措置を講ずること等により、原子力災害についての災害対策基本法第四条第一項及び第五条第一項の責務を遂行しなければならない。